

「はぴ☆こん」～誰もが幸せになるコンサート～実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「はぴ☆こん」～誰もが幸せになるコンサート（以下「コンサート」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(事業目的)

第2条 多様な出演者によるコンサートを行い、誰もが音楽等を楽しむ機会を通じて、お互いを理解・尊重し、多様性を受け入れる「心のバリアフリー」を進めることを目的に実施する。

(出演者)

第3条 コンサートへの出演者は、次に掲げる者とする。

- (1) 公募により選出した者
- (2) その他特に区長が認めた者

(選考委員会)

第4条 前条第1項第1号に掲げる出演者を審査するため、「はぴ☆こん」～誰もが幸せになるコンサート～出演者選考委員会を設置する。

(事務局)

第5条 この事業の事務局は、幸区役所まちづくり推進部地域振興課に置く。

(委任)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

- 2 さいわい街かどコンサート実施要綱(28川幸地第117号)は、廃止する。